

発議案第1号

平成27年 3月 5日

木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸 様

提出者	木古内町議会議員	吉 田 裕 幸
賛成者	木古内町議会議員	平 野 武 志
賛成者	木古内町議会議員	新井田 昭 男

木古内町議会委員会条例の一部を改正する  
条例制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定により、別紙のとおり提出する。

## 木古内町議会委員会条例の一部を改正する条例

木古内町議会委員会条例（昭和62年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。

発議案第2号

議会閉会中の所管事務調査について

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出があったので承認する。

平成27年 3月 5日

木古内町議会 議長 岩館俊幸

記

委員会名	調査事件
総務・経済常任委員会	1. 総務・経済常任委員会所管の緊急を要する課題について
議会運営委員会	1. 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）までの会期日程等の議会運営に関する事項について 2. 議長の諮問に関する事項について